

【重要】

入契法改正に伴う入札金額内訳書及び労務費ダンピング調査について（通知）

令和7年12月12日の「第三次担い手3法」の施行に伴い、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）第12条及び第13条の規定により、建設業者は公共工事の入札時に労務費等が明示された入札金額の内訳を記載した書類を提出し、発注者はその提出された書類の内容の確認等必要な措置を講じることとされました。これを受け、明石市では、以下のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

【今回の改正ポイント】

明石市財務室契約担当が入札公告する建設工事案件を対象として

- ① 令和8年5月26日以降、『労務費等の内訳を記載した工事費内訳書』の提出が必要になります。
- ② 令和8年7月1日以降、『労務費ダンピング調査』を実施します。
未提出・不備等の場合、入札無効や建設Gメンへの報告（通報）となる場合がありますのでご注意ください。

1 労務費等の明示について（入契法第12条関係）

【適用対象】

随意契約を除く明石市財務室契約担当発注の建設工事を対象とし、令和8年5月26日以降に公告する案件から。

(1) 提出が必要となる書類・記載項目

市指定様式の『工事費内訳書』を提出してください。

【記載項目】

- ・ 直接工事費のうち、材料費及び労務費
- ・ 工事原価のうち、現場労働者の法定福利費の事業主負担額及び安全衛生経費
- ・ 建退共制度の掛金

(2) 周知・猶予期間

- ・ 令和8年6月30日までの公告案件については、周知・猶予期間として、『労務費等内訳書』に不備等（法定福利費を除く）があっても直ちに入札無効とはしないものとして取り扱います。令和8年7月1日以降の公告案件については不備等（未提出、一部未記載も含む）がある場合は原則、入札無効になりますのでご注意ください。

2 労務費ダンピング調査について（入契法第 13 条関係）

【適用対象】

随意契約を除く財務室契約担当発注の建設工事を対象とし、令和8年7月1日以降に公告する案件から。

(1)一定水準の確認

入札時に提出された『工事費内訳書』に記載された直接工事費（「低入札基準価格の算定表」の算定式における直接工事費とし、以下同じ。）について、本市設計の直接工事費に一定係数（0.97）を乗じて得た額（以下、「一定水準」という。）と比較します。

(2)一定水準を下回った場合の取扱い

- ・ 労務費を十分に考慮した入札か確認するため、原則、理由書の提出を求めます。
※一定水準との乖離の程度によりヒアリングによる場合もあります。
- ・ 理由書の提出期限は契約担当が指定します。

(3)理由書の取扱い

- ・ 合理的な理由があると認められる場合は、追加の対応や手続は求めることはありません。
- ・ 合理的な理由が認められない場合は、是正を求める「要請書」を事業者に送付の上、建設Gメン（窓口：国土交通省近畿地方整備局）へ報告（通報）します。
なお、当該報告をもって入札を無効としたり、契約を締結しないものではありません。入札及び契約の取扱いは、通常どおり行います。
- ・ 理由書を提出しない場合や理由を回答しない場合は、入札無効とする場合がありますのでご注意ください。

労務費ダンピング調査とは

入契法第13条の規定に基づき、入札金額の内訳を確認する際に、労務費等の適正性を確認するための手法の一つが、労務費ダンピング調査です。

国土交通省は、その具体的な実施方法を「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」に示しており、本市では、このガイドラインに基づき、労務費ダンピング調査を実施します。

【お問い合わせ】明石市役所 財務室 契約担当 TEL：078-918-5012

【参考】

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下、「入契法」という） 一部抜粋

（入札金額の内訳の提出）

第12条 建設業者は、公共工事の入札に係る申し込みの際に、入札金額の内訳（材料費、労務費及当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。）を記載した書類を提出しなければならない。

（確認等）

第13条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

入契法施行規則（一部抜粋）

（適正な施工を確保するために不可欠な経費）

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条の国土交通省令で定める経費は、次のとおりとする。

1 法定福利費

（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）

2 安全衛生経費

（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）

3 建設業退職金共済契約に係る掛金

（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）